

利用会員規約 新旧対応表

	変更前(2023/9/30まで)	変更後(2023/10/1以降)
前文	<p>本規約は、特定非営利活動法人フローレンス(以下「フローレンス」といいます。)が提供する病児保育、病後児保育、健康児保育その他のフローレンスが提供する保育に関する各サービス及び各サービスに付加されるオプションサービス(以下、総称して「フローレンスパック」といいます。フローレンスパックの概要については、本規約第3条第5号に定めるフローレンスのウェブサイトに記載するものとします。)に関する利用条件を定めるものです。</p>	<p>特定非営利活動法人フローレンス(以下、「フローレンス」といいます。)は事業開発、政策提言、文化創造の3つの軸で、日本の子ども・子育て領域の社会課題と価値創造に取り組む団体であり、今を生きるわたしたちと まだ見ぬ子どもたちが 希望と手をつないで歩める社会。さあ、心躍る未来へ。」をビジョンに掲げ、各種保育事業、福祉支援活動を展開しています。</p>
第1条	<p>(名称・目的)</p> <p>フローレンスは、保育に関する事業、及び親子の笑顔を妨げる社会問題の解決等の子育てに関する事業を行うことにより、「みんなで子どもたちを抱きしめ、子育てとともに何にでも挑戦でき、いろんな親子の笑顔があふれる社会」の実現を目指す団体です。</p>	<p>(本規約の目的)</p> <p>本規約は、フローレンスが提供する病児保育、病後児保育、健康児保育その他のフローレンスが提供する保育に関する各サービス及び各サービスに付加されるオプションサービス(以下、総称して「フローレンスパック」といいます。フローレンスパックの概要については、本規約第3条第5号に定めるフローレンスのウェブサイトに記載するものとします。)に関する利用条件を定めるものです。</p>
第2条第3項	<p>本規約以外のフローレンスパックに関する重要事項説明、ガイドライン、よくいただく質問、利用の手引、その他フローレンスが定める細則(以下、総称して「細則等」といいます。)も本規約の一部を構成するものとし、利用会員は、本規約第5条に定める入会手続の申込みをした時点で、細則等を含めて本規約に同意したものとみなします。</p>	<p>本規約以外のフローレンスパックに関するガイドライン、よくあるご質問、その他フローレンスが定める細則(以下、総称して「細則等」といいます。)も本規約の一部を構成するものとし、利用会員は、本規約第5条に定める入会手続の申込みをした時点で、細則等を含めて本規約に同意したものとみなします。</p>

<p>第11条第2項</p>	<p>2. 次の各号に定めるいずれかの事由に該当するとフローレンスが判断した場合、フローレンスは、フローレンスパックの提供を中止し、又は断ることがあります。</p> <p>①対象児に重度の疾患がある場合  ②フローレンスパックの利用中に対象児の健康状態が著しく変化し、又は病状が著しく悪化した場合  ③医師がフローレンスパックの利用を禁じた場合  ④自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れ、感染症の大規模な流行(感染症の大規模な流行に伴う営業自粛等の二次的影響を含みます。)等の事由により、フローレンスパックの提供を継続することが困難になった場合、又は対象児の安全を確保できない場合  ⑤前条第2号から第5号までに定める事項についてフローレンスに対して正確に通知しなかった場合  ⑥その他利用会員が本規約に違反した場合</p>	<p>2. 次の各号に定めるいずれかの事由に該当するとフローレンスが判断した場合、フローレンスは、フローレンスパックの提供を中止し、又は断ることがあります。</p> <p>①同左  ②同左  ③同左  ④自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れ、感染症の大規模な流行(感染症の大規模な流行に伴う営業自粛等の二次的影響を含みます。)等の事由により、フローレンスパックの提供を継続することが困難になった場合、又は対象児の安全を確保できない場合(感染症の大規模な流行等によりフローレンスがガイドラインの定めに従って「フローレンス パンデミックモード」を宣言した場合を含みます。)  ⑤同左  ⑥同左</p>
<p>第17条第1項</p>	<p>フローレンスパックの利用中に、フローレンス又は保育者の過失により、対象児又は利用会員の財産、身体、生命その他の権利利益に損害を与えた場合、フローレンスは、その損害につきフローレンス又は保育者が加入している賠償責任保険及び傷害保険(以下「賠償責任保険及び傷害保険」といいます。)の範囲でのみ賠償します。但し、フローレンス又は保育者に過失がある場合でも、次の各号に定める損害については、フローレンスは何ら責任を負いません。</p> <p>①利用会員が、本規約第10条第2号から第5号までに定める事項についてフローレンスに対して正確に通知しなかったことに起因する損害  ②利用会員が保育スペースに金品その他の貴重品を置いていたこと、その他適切に財産を管理していなかったことに起因する損害  ③保育の依頼を受けていないこども</p>	<p>フローレンスパックの提供に関し、フローレンス又は保育者が、対象児又は利用会員の財産、身体、生命その他の権利利益に損害を与えた場合、フローレンスは、その損害につきフローレンス又は保育者が加入している賠償責任保険及び傷害保険(以下「賠償責任保険及び傷害保険」といいます。)の対象となる損害について、賠償責任保険及び傷害保険で補償を受けられる保険金額を上限として賠償します。但し、次の各号に定める損害については、フローレンスは何ら責任を負いません。</p> <p>①同左  ②同左  ③同左  ④同左</p>

	<p>に起因する損害 ④対象児の行為に起因する他者への損害</p>	
第17条第2項	<p>2. フローレンスパックの利用中に、フローレンス又は保育者の過失により賠償責任保険及び傷害保険の対象外の損害(利用会員宅外で発生した損害を含みます。)が発生した場合、フローレンスは、直接かつ現実に生じた通常の範囲の損害の範囲内(逸失利益及び偶発損失等の特別損害を除きます。)かつ100万円を上限として賠償します。</p>	<p>2. フローレンスパックの提供に関し、フローレンス又は保育者が、対象児又は利用会員に賠償責任保険及び傷害保険の対象外の損害(利用会員宅外で発生した損害を含みます。)を与えた場合、フローレンスは、直接かつ現実に生じた通常の範囲の損害の範囲内(逸失利益及び偶発損失等の特別損害を除きます。)かつ総額100万円を上限として賠償します。但し、前項各号に定める損害については、フローレンスは何ら責任を負いません。</p>
第17条第3項	<p>3. 前項の賠償額の上限にかかる規定は、対象児又は利用会員に生じた損害がフローレンスの故意又は重過失により生じた場合には適用されません。</p>	<p>3. 前各項の規定にかかわらず、フローレンスパックの利用中に、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合において、フローレンスが当該事故発生当時の状況に照らして適切な措置を講じたときは、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。</p>
第17条第4項	<p>4. 前各項の規定にかかわらず、フローレンスパックの利用中に、対象児に乳幼児突然死症候群(SIDS)等の原因不明の事故が発生した場合において、フローレンスが当該事故発生当時の状況に照らして適切な措置を講じたときは、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。</p>	<p>4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、フローレンスは何ら賠償責任を負いません。 ①感染症の大規模な流行等によりフローレンスがガイドラインの定めに従って「フローレンス パンデミックモード」を宣言した場合 ②上記①以外の場合であって、フローレンスがフローレンスパックを提供することができなかった場合において、フローレンスが利用会員に対してガイドラインの定めに従ってクーポン(フローレンスが発行する、フローレンスパックの保育料に利用することができるクーポンをいいます。)を交付した場合</p>
第17条第5項	なし	<p>5. 第1項及び第2項の賠償額の上限にかかる規定、並びに前項の規定は、対象児又は利用会員に生じ</p>

		た損害がフローレンスの故意又は重過失により生じた場合には適用されません。
制定・改定日	2008年10月1日制定 2010年2月1日改定 2012年11月15日改定 2013年7月15日改定 2014年1月10日改定 2014年11月1日改定 2016年11月15日改定 2018年7月1日改定 2020年1月1日改定 2021年2月1日改定 2022年1月15日改定 2023年1月15日改定	2008年10月1日制定 2010年2月1日改定 2012年11月15日改定 2013年7月15日改定 2014年1月10日改定 2014年11月1日改定 2016年11月15日改定 2018年7月1日改定 2020年1月1日改定 2021年2月1日改定 2022年1月15日改定 2023年1月15日改定 2023年10月1日改定